

## 環境への配慮

### 低炭素社会

地球温暖化をもたらす「温室効果ガス」は、異常気象の原因と言われています。「温室効果ガス」の排出量を削減するために私たちができることは、化石燃料に頼った生活を見直し、低炭素社会づくりを目指すことです。

### 新しいエネルギーの利用



### エコな生活

- 1 人がいない場所の電気は消す
- 2 ちょうどいい温度管理
- 3 水の出しつばなしはやめる
- 4 省エネタイプの製品を選ぶ



### 自然共生社会

きれいな空気、水、食べ物など、大切な恵みを与えてくれる豊かな自然をいつまでも大切にしましょう!



### 不法投棄は犯罪です。ポイ捨ても不法投棄です。

廃棄物をみだりに捨てることは法律で禁じられています。それにもかかわらず、さまざまごみを捨ててしまう不法投棄。近隣の皆さんの迷惑になることはもちろん、環境にも悪影響を及ぼします。

### 不法投棄の通報と防止にご協力ください(お願い)

ごみを集積所以外の場所に捨てることは不法投棄にあたり、これは犯罪行為になります。

不法投棄は法律により重い刑罰が科せられます。

[罰則規定] 個人 5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金またはこの併科



#### ■不法投棄の現場を目撃した場合

現場の状況や不法投棄を行った車のナンバー等をわかる範囲で伊那警察署(72-0110)までご連絡ください。

#### ■自分の所有する土地に不法投棄が行われ、投棄者が判明しない場合

廃棄物処理法 第5条清潔保持規定により、土地所有者・管理者がごみの撤去を行わなければなりません。自分が所有する土地に他人がごみを捨てることがないように土地を柵で囲う、こまめに草刈をし、見通しのきくきれいな状態にしておく、頻繁に見回りをする。など、不法投棄の防止にご協力をお願いします。

### 野外焼却は禁止されています。

ごみを燃やすと悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけでなく、ダイオキシン類の発生原因となるため、基準に合った焼却炉で燃やす以外は法律で禁止されています。

法律に違反する焼却を行った場合には刑罰が科せられます。

[罰則規定] 個人 5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金またはこの併科

#### ■野焼きの例外(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条より抜粋)

- 1 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
[どんど焼き等]
- 2 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
[焼き畑、あぜ草や下枝の焼却等]
- 3 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの  
[落ち葉等の焚き火、キャンプファイヤー等]

※やむを得ず焼却するときは、天候や風向、時間帯などに気をつけ、少量ずつ燃やすなど周辺地域の環境保全に十分な配慮をお願いします。